

令和8年度
狛江市基本計画推進委員会提言書

狛江市基本計画推進委員会
令和8年9月

目 次

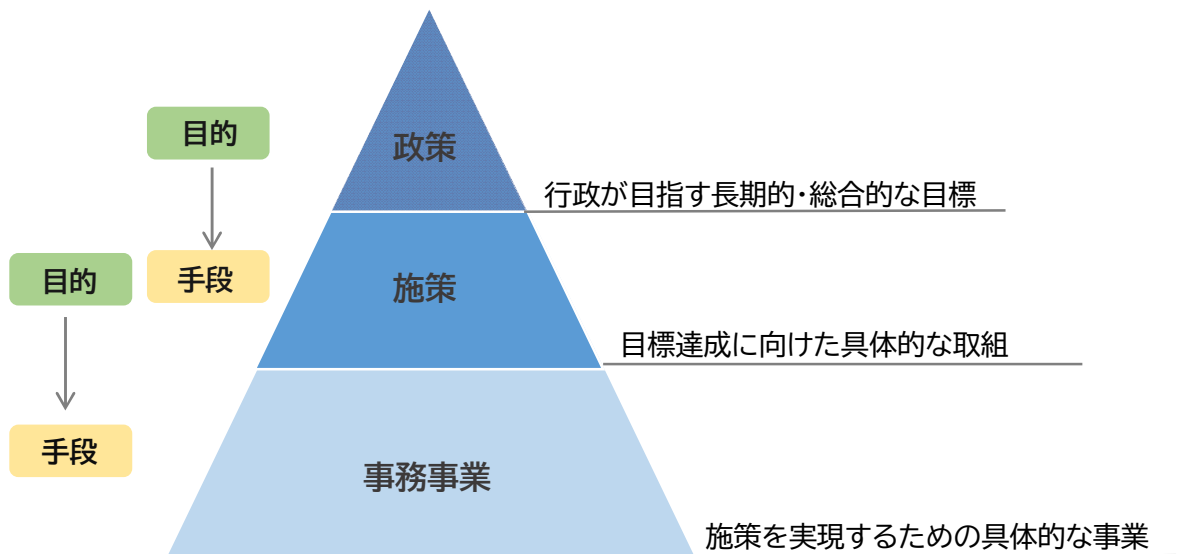
1. はじめに	1
2. 外部評価の位置付け	2
3. 委員会活動内容	3
4. 評価対象分野及び施策の選定	4
5. 本論	
評価対象施策A 子ども・若者の居場所づくり	9
評価対象施策B 都市農業と触れ合う機会の拡充	11
6. おわりに	13
7. 狛江市基本計画推進委員会委員名簿	14
8. 参考資料	
市民アンケート調査概要	15
市民アンケート調査結果	15
関係例規	19

1.はじめに

狛江市の外部評価は、平成 23 年度に導入され、平成 25 年3月に策定された狛江市第3次基本構想後期基本計画(計画期間:平成 25～31 年度)においても、より効果的な評価となるよう手法や制度を改めながら、狛江市外部評価委員会にて実施されてきた。令和2年3月に狛江市第4次基本構想前期基本計画(以下、「前期基本計画」という。)が新たに策定されたことに合わせ、その内容をより効果的なものとするべく、狛江市基本計画推進委員会(以下、「委員会」という。)と名称を変更し、評価方法を事務事業評価^{注1}から施策評価^{注2}に転換した。

評価に当たっては、市民アンケート調査報告書(以下、「市民アンケートの調査結果」という。)^{注3}による施策の満足度・期待値の結果等の客観的データも活用しながら実施するとともに、提言内容については、今後の施策・事務事業へ反映していくため、狛江市が検討すべき事項が明確となるよう分かりやすい記述に努めた。

今年度は、第4次基本構想後期基本計画が策定されて初めての委員会となる。委員の構成は、10 名のうち5名が公募市民、また4名が女性委員となるなど、年代や経歴も多様であることから、より多角的な視点から市民目線を意識した提言が可能となるよう努めたものである。併せて、前期基本計画に引き続き第4次基本構想に掲げるまちづくりの視点である「市民参加・市民協働の視点」、「狛江らしさの視点」、質の高い行政運営のための「経営的な視点」を重視した評価を実施した。狛江市におかれては、今後の更なる市の発展のため、本提言を真摯に受け止め、施策展開や各取組等の見直しに活用する中で、常に市民の立場に立ち行政運営に尽力いただくことを期待したい。



注1 市役所の各部署で実施している個別事業の目標等の達成状況に対する評価

注2 施策に設定された指標の達成状況や施策の構成事業の成果と課題等に対する評価

注3 狛江市において毎年4月に実施している市民の各施策における満足度及び市の取組に対する期待値を調査するアンケート(15 ページ参考資料「市民アンケート調査概要」参照)

2.外部評価の位置付け

市のまちづくりは、最上位計画である総合基本計画に基づき進められる。狛江市では『狛江市総合基本計画』を策定し、市の目指すべき将来像を示す「基本構想」と、その実現に向けた具体的な施策を体系化した「基本計画」の2層で構成している。

この基本計画の着実な推進に向け、市では行政評価を導入している。行政評価はPDCAサイクル(下図参照)のCheckに該当し、投入コストや得られた成果等を様々な視点から評価することにより、課題を抽出し、次年度以降の予算編成や事業等の見直しに活用することで、行政活動の改善と市政の透明性確保を図っている。

行政評価には、基本構想が掲げる将来都市像である「ともに創る 文化育むまち ～水と緑の狛江～」を実現するため、行政自らが事務事業と施策を評価する「内部評価」と市民側の視点から施策を評価する「外部評価」の2種類があり、これらを通じて質の高い行政運営を推進していくこととしている。

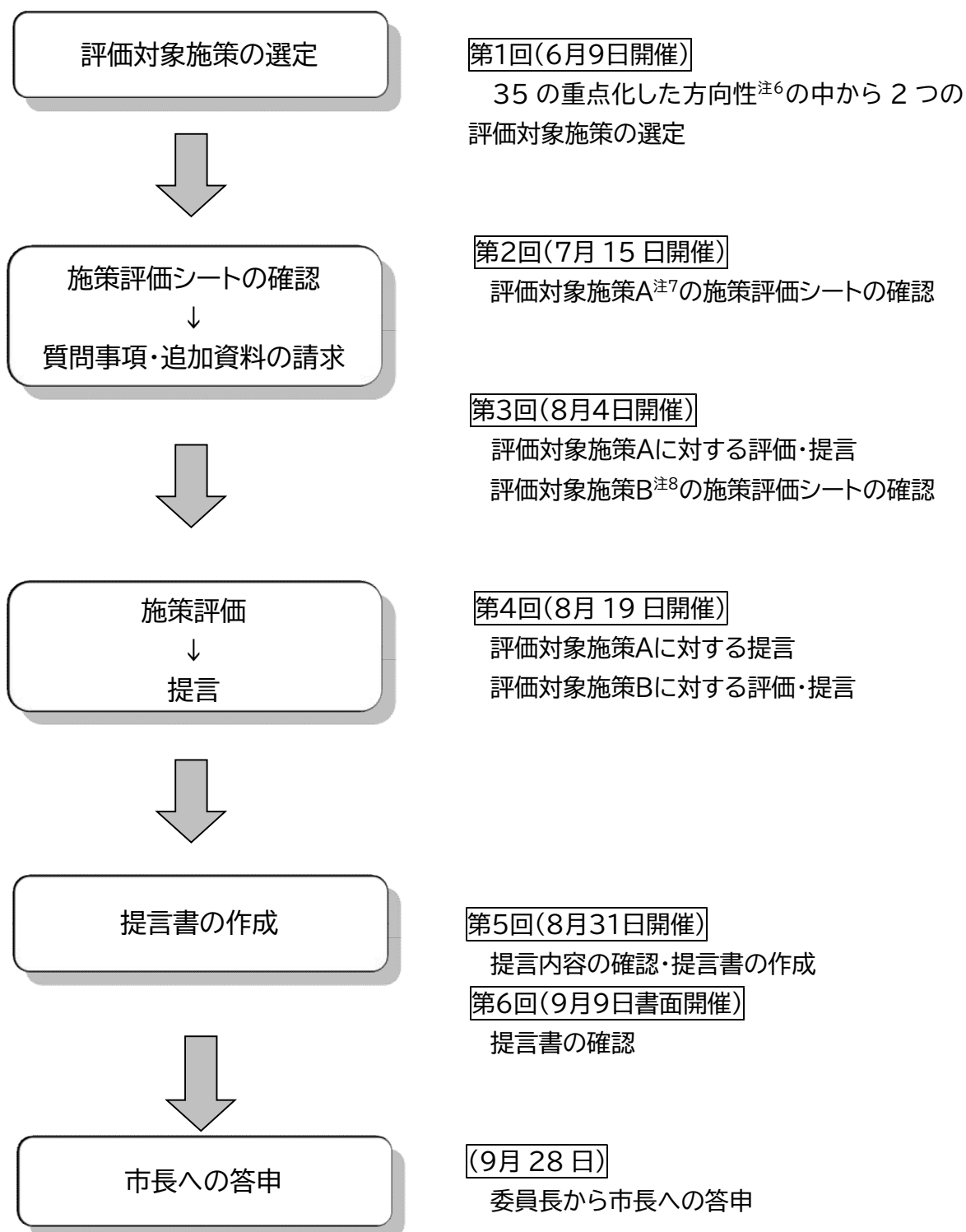
本委員会は、このうち外部評価の機能を担い、更なる基本計画の推進を図ることを目的として、市長からの諮問に基づき、基本計画に位置付けられている施策について評価・提言を行うものである。



注4 市役所の各部署において、前年度に実施した事業を対象として、取組結果を行政自ら評価します。本評価は、『行政評価結果報告書』としてとりまとめています。

注5 学識経験者、有識者、公募市民、市職員で構成された狛江市基本計画推進委員会にて、狛江市後期基本計画で掲げる施策について、評価対象施策を選定し、市民の目線で施策を評価します。

3.委員会活動内容



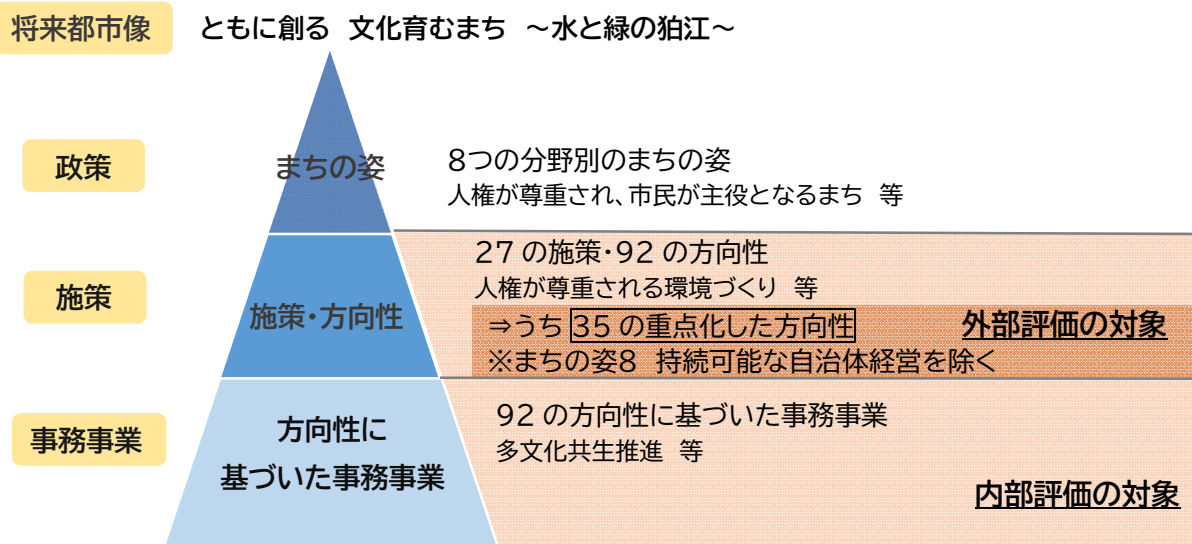
注6 35 の重点化した方向性については、4～6ページ参照

注7 評価対象施策Aについては、9～10 ページ参照

注8 評価対象施策Bについては、11～12 ページ参照

4.評価対象分野及び施策の選定

令和8年度の委員会では、後期基本計画において位置付けている 41 の重点化した方向性のうち、まちの姿8 持続可能な自治体経営の重点化した方向性と教育委員会等で評価を実施する方向性を除いた方向性の中から、以下の2つの重点化した方向性を評価対象施策として選定した。それぞれの評価対象施策の詳細な選定理由については、8ページに記載している。



(1)41 の重点化した方向性

市民が主役となるまち 人権が尊重され、 まちの姿1	施策1-①平和の希求・人権の尊重
	方向性2 人権が尊重される環境づくり
	施策1-②市民参加・市民協働の推進
	方向性1 まちづくりに参加しやすい仕組みづくり 他
	方向性3 市民活動支援センターを中心とした市民活動の活性化 他
	施策1-③市政情報の共有
安心して暮らせる 安全なまち まちの姿2	方向性2 広聴活動・双方向のコミュニケーションによる情報共有
	施策2-①防災体制の充実
	方向性1 自助・共助活動の推進による地域の防災体制づくり
	方向性2 震災・風水害に対する備えの強化
にぎわいのあるまち 活気にあふれ、 まちの姿3	施策2-②日常生活における安心・安全の確保
	方向性2 犯罪の発生を未然に防ぐ防犯活動等の推進
	施策3-①魅力の創出・向上・発信
	方向性2 魅力の向上
	施策3-②地域コミュニティ・都市間交流の推進
	方向性1 地域コミュニティ活動の活性化
	施策3-③商工業の振興
	方向性1 市内消費の拡大及び商工業の活性化
	施策3-④都市農業の推進
	方向性1 都市農業と触れ合う機会の拡充

子どもがのびのびと育つまち まちの姿4	施策4-①地域で支える健やかな成長
	方向性1 子どもや子育て家庭を支える地域社会づくり
	方向性2 地域の中でゆるくつながる環境の整備
	方向性3 子どもへの理解と子どもの権利の保障
	施策4-②切れ目のない子育て支援
	方向性1 切れ目のない支援体制の強化
	方向性2 発達段階に応じた支援の充実
	方向性4 要支援家庭等への支援体制の強化
	施策4-③子ども・若者の居場所づくりと多面的な支援
	方向性1 放課後の活動場所の充実
	方向性2 子ども・若者の居場所づくり
	施策4-④個性や創造力を伸ばす学校教育
	方向性1 自らの人生を切り拓いていく力の育成 他
いつまでも健やかに暮らせるまち まちの姿5	施策5-①地域共生社会づくりの推進
	方向性2 地域で支える支援の充実
	方向性3 包括的な支援体制の構築
	方向性4 誰一人取り残さない地域づくり
	施策5-②健康づくりの支援
	方向性1 健康づくりと意識の向上
	施策5-③高齢者への支援
	方向性2 生活支援サービスの充実
	施策5-④障がい者への支援
	方向性1 地域生活を支える体制整備
	施策5-⑤生活支援のためのセーフティネットの構築
	方向性1 自立支援体制の充実
歴史が身近に感じられるまち 生涯を通じて学び、 まちの姿6	施策6-①生涯を通じた学びの充実
	方向性1 学びの環境づくりの充実
	方向性2 多様なニーズやライフステージに応じた学びの充実
	施策6-②芸術文化・スポーツの推進
	方向性2 芸術文化活動の推進
	施策6-③歴史・文化の理解と継承
	方向性1 歴史・文化の継承と人材の発掘

自然を大切にし、快適に暮らせるまち まちの姿7	施策7-①水と緑の快適空間づくり
	方向性1 緑の保全・創出
	方向性2 水環境の保全・再生・活用
	施策7-②地球にやさしい快適なまちづくり
	方向性1 ゼロカーボンシティの実現
	施策7-③循環型社会の推進
	方向性1 ごみの減量化・資源化の推進
	施策7-④下水道機能の維持・向上
	方向性2 治水対策の推進
	施策7-⑤市街地整備の推進
	方向性2 適正な土地利用の誘導及び景観価値の確保
	施策7-⑥道路・交通環境の充実
	方向性1 都市計画道路等の計画的な整備

他：教育委員会等による他の第三者評価(市民を含む。)を外部評価として位置づけている
 方向性

(2)令和8年度外部評価の対象として選定した方向性

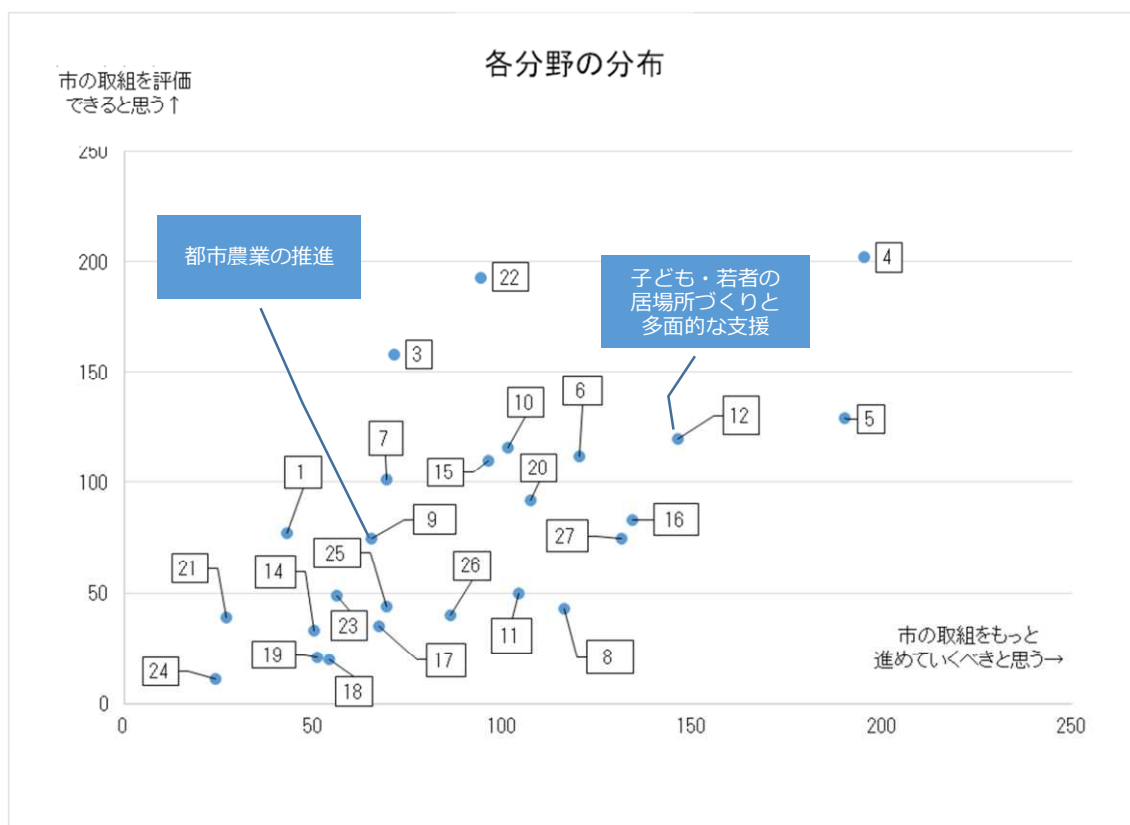
	分野別のまちの姿	対象施策(重点化した方向性)	所管部	所管課
A	まちの姿4 子どもがのびのびと育つ まち	子ども・若者の居場所 づくり	福祉保健部	福祉政策課
			子ども家庭部	子ども若者政策課
				児童育成課
			教育部	公民館
B	まちの姿3 活気にあふれ、にぎわい のあるまち	都市農業と触れ合う機会の 拡充	地域文化 スポーツ部	産業振興課

i 選定に当たっての主な考え方

以下に記載する3点を主な考え方として施策を選定した。

市民アンケートにおける市民の満足度・期待値の調査結果を参考とした選定

委員会の評価におけるポイントの一つに「市民目線による評価」が掲げられている点を踏まえ、市民アンケートの調査結果から市民の粕江市の施策に対する満足度及び期待値を参考にし、市民にとって身近な問題に関連する施策を選定した。



第4次基本構想に掲げる分野別まちの姿を参考とした選定

市民アンケートの調査結果における市民の粕江市の施策に対する満足度及び期待値を参考にしつつ、第4次基本構想に掲げるそれぞれの分野別のまちの姿から選定することで、選定分野のバランスを図った。

社会情勢等を踏まえた施策の選定

社会情勢の変化に伴う市民生活の変化、市民の関心事項等をもとに、施策の選定を行った。

ii 選定理由

■評価対象施策A

分野別のまちの姿	子どもがのびのびと育つまち
担当課	福祉政策課、子ども若者政策課、児童育成課、公民館
施策(重点化した方向性)	子ども・若者の居場所づくり

▼施策「子ども・若者の居場所づくり」は、市民アンケートの満足度、期待値ともに上位に位置する施策であり、市民にとって身近な問題であるため、子ども・若者の居場所づくりの現状について確認し、今後のより良い取組につなげることを目的として、「子ども・若者の居場所づくり」を選定した。

■評価対象施策B

分野別のまちの姿	活気にあふれ、にぎわいのあるまち
担当課	産業振興課
施策(重点化した方向性)	都市農業と触れ合う機会の拡充

▼施策「都市農業と触れ合う機会の拡充」は、粕江の将来都市像である「ともに創る 文化育むまち ～水と緑の粕江～」に込められている「農商工業を通じた活気やにぎわいが共存しているまちづくりを進めていく」という思いを体現しているため、現状について確認し、今後のより良い取組につなげることを目的として、「都市農業と触れ合う機会の拡充」を選定した。

5. 本論

委員会では、選定した評価対象施策ごとに、施策に係る取組内容、取組の成果、指標及び決算額を確認し、より良い取組となるよう、提言を行った。

■評価対象施策A

施策評価シート(一部抜粋)

まちの姿4	子どもがのびのびと育つまち
施策4-③	子ども・若者の居場所づくりと多面的な支援
施策の方向性	子ども・若者の居場所づくり
概要	▶放課後子ども教室や児童館・児童センター、プレーパーク等の子どもが安心して集える居場所においては、イベント等の実施により様々な機会を提供するとともに、子どもが安心して過ごせる場所を確保します。また、地域の活動団体等と連携し、学校でもなく家庭でもないサードプレイスの確保とともに、子ども・若者にとって心地良く過ごしやすい居場所が市内で点在し、それぞれに合った場所が選べるような居場所づくりを支えます。また、市民センターのリニューアルに合わせて、中高生等の活動の場所としてティーンズルームを設置します。
現状と課題	▶学童クラブ需要については、入所者数を拡充するとともに弾力的な受け入れを行っています。今後は、更なる学童保育のサービス拡充に向けて、民間委託等の手段の検討を進める必要があります。 ▶小中学生アンケートにおいて、室内外の居場所の整備を求める意見も数多くあり、学校でもなく、家庭でもない居場所を用意することで子ども達にとって安心して過ごせる場所が必要であるとともに、人間関係を形成する能力を身に付ける機会としても市内の子ども・若者の居場所として場所の選択肢を増やしていく必要があります。 ▶子どもは生まれながらに権利の主体であり、多様な人格を持った個として尊重され、その権利が保障されるものであり、子どもの幸せを第一に考え、その最善の利益を図ることが必要です。不登校傾向や不登校で悩んでいる児童・生徒や保護者向けに相談窓口、医療機関、居場所等を記載したパンフレットを作成・周知するとともに、生きづらさを抱える若者を対象とした若者相談事業を開始し、定期的な相談の場を設けていますが、子ども・若者向けの相談先が数多くあるということ、当事者である子ども達により広く周知することが課題です。
担当部署	福祉政策課、子ども若者政策課、児童育成課、公民館
総括	総括した成果・課題 ▶ふらっとなんぶの運営により、学校でもなく家庭でもない子ども・若者が安心して過ごすことのできる居場所と、子ども達が普段接することの少ない多世代の交流の機会を提供することができた。一方で、多世代交流拠点として、どのように学年や世代を超えた交流を促進するか、子ども達に関わっていくかの検討が必要である。今後は、ゲーム等の共通の興味・関心をきっかけとした交流促進の取組を検討していく。また、小中学生が勉強できる場であるスタディールームふらっとでは勉強が苦手な子どもに対するアプローチ方法の検討が必要である。 ▶令和8年4月に子どもの権利条例が制定されたことを受け、今後は子ども・若者の居場所の確保のほか、学習支援、子育て世帯への相談事業を実施し、子ども・若者が地域で安心して暮らすことができるための支援を行っていく必要がある。 ▶学童クラブ、放課後子ども教室(KoKoA)、児童館及びプレーパークの運営を通じて、子ども・若者が安心・安全に過ごせる多様な居場所を提供した。放課後や休日における遊びや体験、交流の機会の充実を図るとともに、中高生を含む幅広い年代の居場所づくりを推進した。一方で、学童クラブ利用ニーズの増加への対応や、中高生世代の更なる利用促進に向けた検討が必要である。 ▶ティーンズルームでは、子どもの権利条例に基づき、子どもの意見表明の場として中高生参加型のサクセンカイギ等のワークショップを実施した。また中高生の興味・関心に基づくイベント等の企画も行いながら、学校・学年の垣根を越えたつながりの創出を図った。一方で、持続可能な運営体制を構築する観点から、公民館の運用ノウハウを高める必要があり、特に、住民参加型サービスであるユースサポーターの育成には専門的な知見を要するため、高度な知見を有する外部団体との更なる連携強化が必要である。

委員会からの提言

子ども・若者の居場所づくりについて

子ども・若者の居場所づくりにおいて、ティーンズルームの新設に加え、子どもの権利条例を制定するとともに、子どもの意見表明の場として中高生参加型のサクセンカイギを設置し、そこで出された意見を運営に反映している点は評価できる。また、ふらっとなんぶや野川のえんがわこまちのように民間と連携し、空き家を活用した居場所づくりを進めていることは、粕江の地域資源を活かした取組と評価できる。更に、ティーンズルームの運用を支える地域サポーターの確保においては、市内で子どもの居場所づくりに関わる方々を担い手として迎えるとともに、ユースサポーターについても、近隣大学の学生が参加しているだけでなく、ティーンズルームを利用した高校生がサポーターとして参画するという仕組みづくりができている点、更にはプレーパークのプレーワーカーなど、他の居場所づくりに携わる担い手を巻き込み、活動の枠を超えて連携した点も高く評価できる。全体として、多角的な工夫によって子ども・若者の居場所づくりが進められていることが確認できた。

一方で、次の点については、引き続き取り組んでいただきたい。まず、新たな施設整備が困難な状況を踏まえ、児童館等の既存施設の活用等、子ども・若者、特に中高生の更なる居場所の確保について検討をお願いしたい。また、居場所への一歩を踏み出しにくい子ども・若者への支援については、子ども・若者が日常的に利用する通信ツール等も視野に入れ、より効果的な情報発信・周知をお願いしたい。更に、サポーターの確保に関しては、近隣大学や関係機関等とのネットワークを強化し、体制の充実に努めていただきたい。

■評価対象施策B

施策評価シート(一部抜粋)

まちの姿3	活気にあふれ、にぎわいのあるまち
施策3-④	都市農業の推進
施策の方向性	都市農業と触れ合う機会の拡充
概要	▶ まちのにぎわいを創出するためには、地域に根差し、市民に愛されている農商工業の果たす役割はとて大きく、これらの産業を支援・育成することで、地域の活性化を図っていくことが大切です。 そのため、近年減少傾向にある農地の保全や狛江ブランド農産物の推進、市民が農業に親しみ、触れ合える場を充実させる等、「農業振興」を図っていくとともに、市民生活の支えとなる商店街への支援や駅周辺を中心とした活気づくり、地域の経済基盤の強化や活性化に向けた取組への支援を行う等、「商工業振興」を図っていくことで、「活気にあふれ、にぎわいのあるまち」を目指します。
現状と課題	▶ 狛江ブランド農産物は、キャンペーンやふるさと納税返礼品への活用など多様なPRを通じて、若年層の認知度向上や、特産品である枝豆のブランド化で一定の成果を上げています。一方で、農産物全体のブランド化による差別化は十分とは言えず、市外での更なる認知度向上が今後の課題です。 ▶ 農業経営者の高齢化や後継者の不足等により、農業者数や農地面積が減少傾向にあります。市は関係機関と連携し、農業者等への支援を重点的に行い、生産性が向上できる環境整備に努めています。「認定農業者」に向けて、認定支援や事業費の補助により、持続的かつ安定的な農業経営の確立に向けた支援を行っていますが、後継者不足等により、認定農業者数は減少傾向です。若手や新規就農者へのサポートや農家と企業のマッチング等に対する支援等、ニーズや時代に即した取組が求められています。 ▶ 市民農園については、関心やニーズは高く、各園で多くの空き待ちが生じています。一方で、援農ボランティア制度はボランティアが自立して動けるようになるまで数年かかり、受入先の農業者への負担が大きい状況で、受入先農業者は増えていません。受入ボランティア数が限られることや、受入れ先とボランティア希望者とのマッチング条件が合わないといったこともあり、多様な担い手の確保に向けた課題があります。 ▶ 市内の保育園・学校給食等で狛江産農産物を積極的に活用することを通じて、より多くの市民が狛江産農産物に触れ合う機会の創出に努めています。そのほか、市内農業者の協力による保育園児を対象とした芋掘り体験や市民を対象とした農業イベント等を実施しています。都市農地が持つ多面的な役割に触れ、市民がより都市農業への理解を深めるとともに、市民と農地が共生できるまちづくりが求められています。
担当部署	産業振興課
総括	総括した成果・課題 ▶ ふるさと納税や高齢者免許返納事業の返礼品としての狛江ブランド農産物提供件数は微減したものの、市民農園や体験農園の利用者数は増加傾向にあります。また、令和7年度からマイズ農業協同組合狛江青壮年部への支援を拡充し、学童農園事業への補助を開始したことで、市民が都市農業への理解を深める機会を着実に拡大しています。更に、マイズ農業協同組合狛江青壮年部と共催している農業食育ラリーは毎年定員を超える多くの応募をいただく状況にあり、市民の都市農業に対する関心の高さも伺えます。 ▶ 農業経営者の高齢化や後継者不足を背景に、農業者数および農地面積の減少傾向が続いています。都市農業を持続可能なものとするため、既存の農業者への更なる支援内容の充実や、新規就農者・多様な担い手の確保に向けた支援の拡大が必要となっています。

委員会からの提言

都市農業と触れ合う機会の拡充について

都市農業の推進において、生産緑地法の改正に際し、マインズ農業協同組合と連携した制度内容の周知徹底や、農業委員会広報を通じた各種手続きの丁寧な案内を実施した結果、狛江市では全国(約89%)を上回る約99%が特定生産緑地に移行し、懸念された大幅な農地減少の回避につながり、現在に至るまで農地が継続的に確保されているという点は高く評価できる。都市部において農業者が経営を維持していくことが非常に困難な環境下において、農業経営改善計画書の作成支援や、認定農業者への補助等による支援といった各種施策を通じて経営基盤を支え、結果として認定農業者数の減少を最小限にとどめ、ほぼ横ばいで推移していることは、評価できる点である。また、例年定員を超える応募がある農業食育ラリーの実施に加え、令和7年度から市の補助事業とした、マインズ農業協同組合狛江青壮年部による学童農園の実施を通じ、子どもから大人まで一定数の市民に、農家と触れ合う機会が創出されていることを確認した。これらの取組は、市民が都市農業と触れ合う機会の拡充に資するものとして評価できる。

一方で、次の点については、引き続き取り組んでいただきたい。まず、高齢化や後継者不足による担い手不足については、例えば、農業系大学との連携や農福連携の導入など、新たな担い手を確保するための多様な施策の検討をお願いしたい。また、援農ボランティア制度は、ボランティアの育成に数年を要する一方、受入れ農家が少ないといった課題がある。ボランティアと農家の双方にとって負担とならないよう課題解決に向けた検討をお願いしたい。更に、農業食育ラリーについては、定員の制約により参加者数が限定されている実態を踏まえ、より多くの市民が農業と触れ合う機会を広げる観点から運用方法の検討をお願いしたい。

最後に、農産物の供給のみならず、防災、良好な景観の形成、緑の保全、農業体験・教育・学習の場といった農地が持つ多面的な機能について市民への周知を図ることで、都市農業の振興に対する市民の理解・関心を高めていただきたい。

6.おわりに

基本計画の推進を図るため、委員全員が本制度の趣旨を理解した上で積極的に意見交換を行い、本提言書の作成に至ったところである。

各施策における提言については先述のとおりであるが、従来の公共サービスの提供手法だけでなく、経営的な視点や市民参加・市民協働の視点を念頭に置いた上で柔軟かつ分野横断的に施策を推進していただきたい。

また、少子高齢化が進むだけでなく、物価上昇や気候変動等への対応といった新たな社会の流れに即した行政運営が必要となるため、施策に係る取組についても、アウトカム指標を活用するとともに、施策目的を明確化した上で、合理的根拠に基づく政策形成を行う EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の視点が重要となる。客観的データを活用した適切な行政評価を実施し、検証結果を施策・事務事業へ反映する等、取組の実効性を高めるための改善を行い、着実かつ組織横断的な対応をしていただきたい。

最後に、市は当委員会の提言の内容を真摯に受け止め、第4次基本構想に掲げる市の将来都市像「ともに創る 文化育むまち ～水と緑の粕江～」の実現のため、積極的に御活用いただきたい。本提言書がまちづくりを推進していく上での一助になることを期待する。

7. 狛江市基本計画推進委員会委員名簿

役職	選出区分	氏名	所属等
委員長	学識経験者	福島 康仁	日本大学法学部教授
副委員長	識見を有する者	上田 英司	認定特定非営利活動法人 日本NPOセンター事務局次長
委員	学識経験者	村上 裕章	成城大学法学部教授
	識見を有する者	酒井 淳子	株式会社三菱総合研究所 主任研究員
	公募市民	荒井 由実	
		高木 瑞季	
		武居 英子	
		樋口 太陽	
		行武 真太郎	
	市職員	富田 泰	企画財政部長

(敬称略)

8.参考資料

■ 市民アンケート調査概要

- ① 調査対象 住民基本台帳に登録されている市民のうち、令和8年4月1日現在で満18歳以上の者から無作為に抽出した2,500人
- ② 調査期間 令和8年4月15日から令和8年5月7日まで
- ③ 調査方法 郵送配布、Web 回答
- ④ 調査結果 回収数…634 通(回収率 25.4%)
- ⑤ 設問内容 調査票に記載された施策のうち、市の取組を評価できるもの、市の取組をもっと進めていくべき施策をそれぞれ5つ選択していただいた。

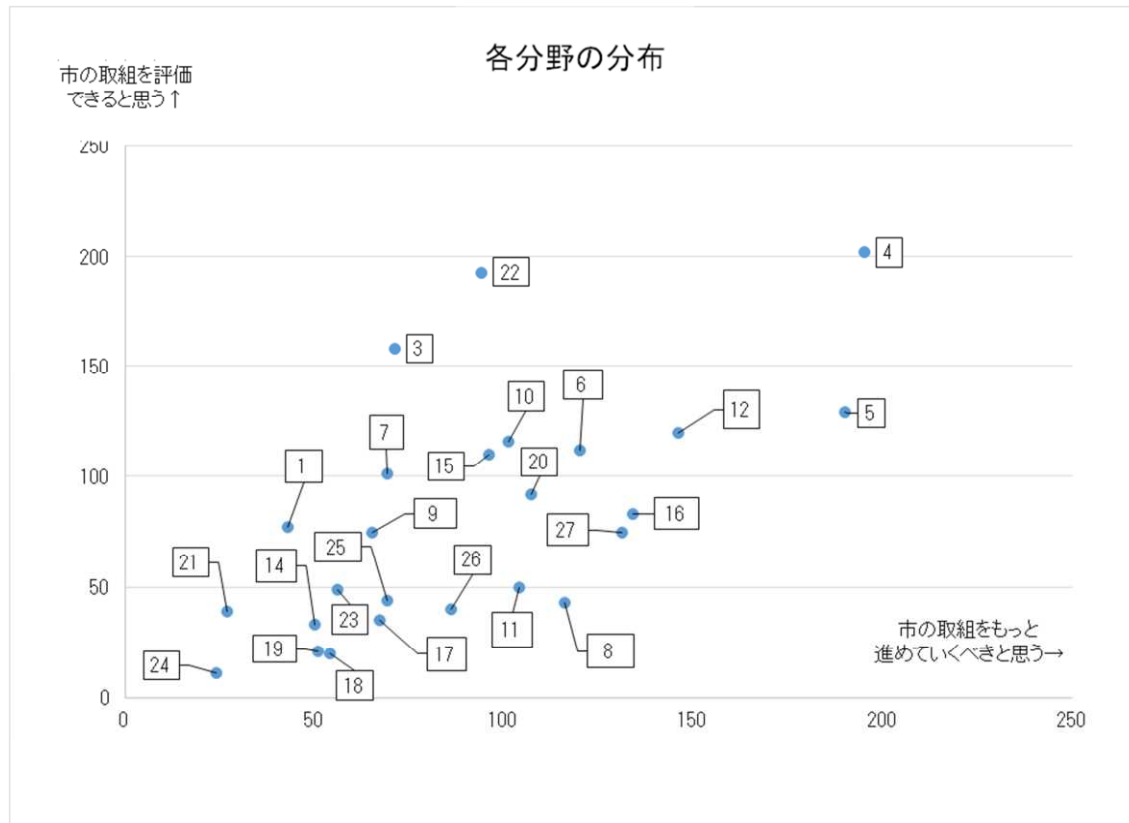
◇ 調査項目

- 問 34 1. 市の取組を評価できると思う施策を下記の施策一覧表から5個選択し、数字を記入してください。
 2. 市の取組をもっと進めていくべきと思う施策を下記の施策一覧表から5個選択し、数字を記入してください。

■ 市民アンケート調査結果

NO.	施策	市の取組を評価できると 思う		市の取組をもっと進めて いくべきと思う	
			順位		順位
1	平和の希求・人権の尊重	77	13	43	27
2	市民参加・市民協働の推進	101	9	48	26
3	市政情報の共有	158	3	71	17
4	防災体制の充実	202	1	195	1
5	日常生活における安心・安全の確保	129	4	190	2
6	魅力の創出・向上・発信	112	7	120	6
7	地域コミュニティ・都市間交流の推進	101	9	69	18
8	商工業の振興	43	20	116	8
9	都市農業の推進	75	14	65	21
10	地域で支える健やかな成長	116	6	101	11
11	切れ目のない子育て支援	50	17	104	10
12	子ども・若者の居場所づくりと多面的な支援	120	5	146	3
13	個性や創造力を伸ばす学校教育	74	16	117	7
14	地域共生社会づくりの推進	33	24	50	25
15	健康づくりの支援	110	8	96	12
16	高齢者への支援	83	12	134	4
17	障がい者への支援	35	23	67	20
18	生活支援のためのセーフティネットの構築	20	28	54	23
19	生涯を通じた学びの充実	21	25	51	24
20	芸術文化・スポーツの推進	92	11	107	9
21	歴史・文化の理解と継承	39	22	27	29
22	水と緑の快適空間づくり	193	2	94	13
23	地球にやさしい快適なまちづくり	49	18	56	22
24	循環型社会の推進	11	29	24	30
25	下水道機能の維持・向上	44	19	69	18
26	市街地整備の推進	40	21	86	14
27	道路・交通環境の充実	75	14	131	5
28	質の高い行政運営の推進	21	25	85	15
29	持続可能な財政運営の推進	21	25	82	16
30	組織づくり・人材育成の推進	6	30	40	28

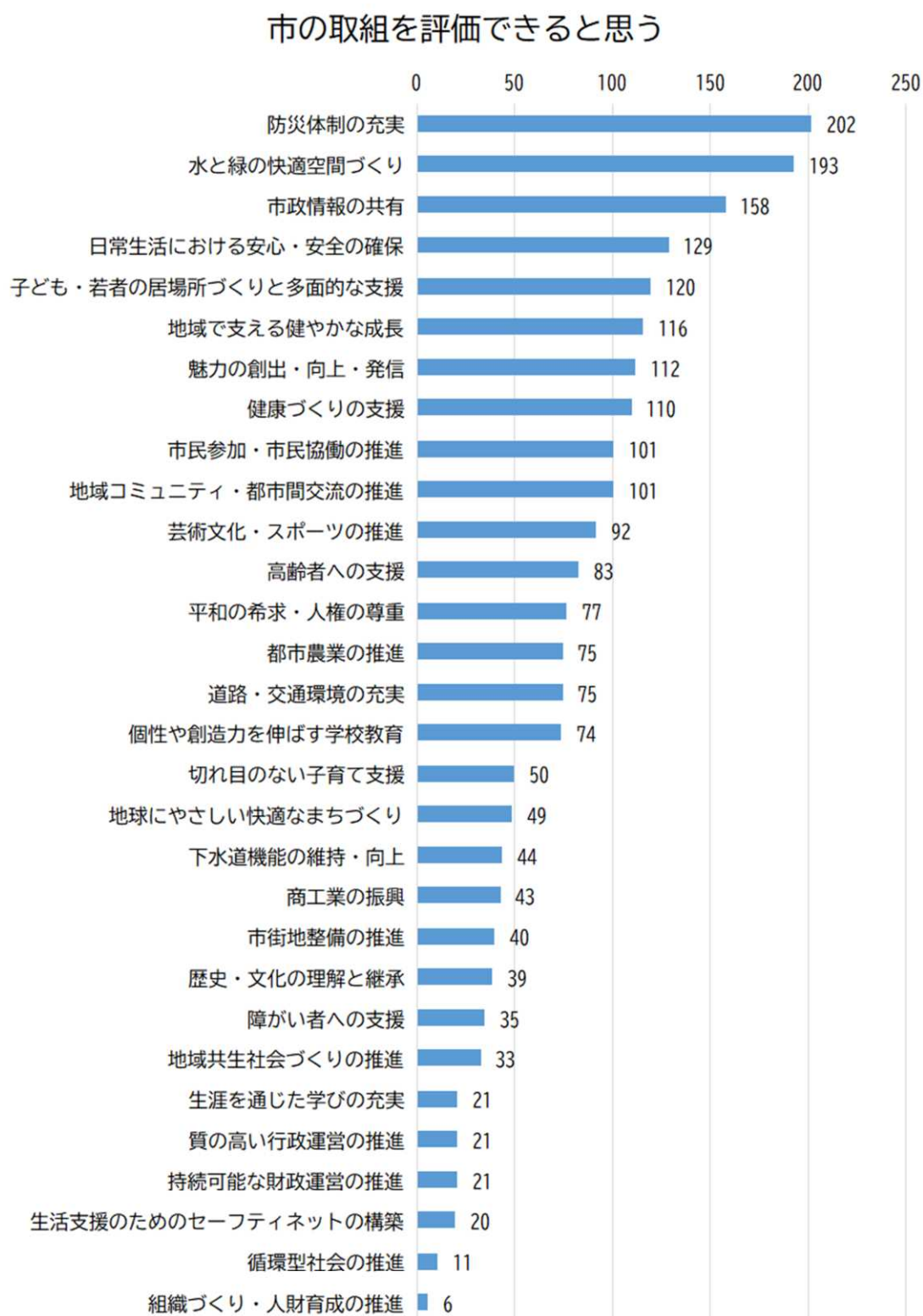
(1)各分野の満足度・期待値の分布



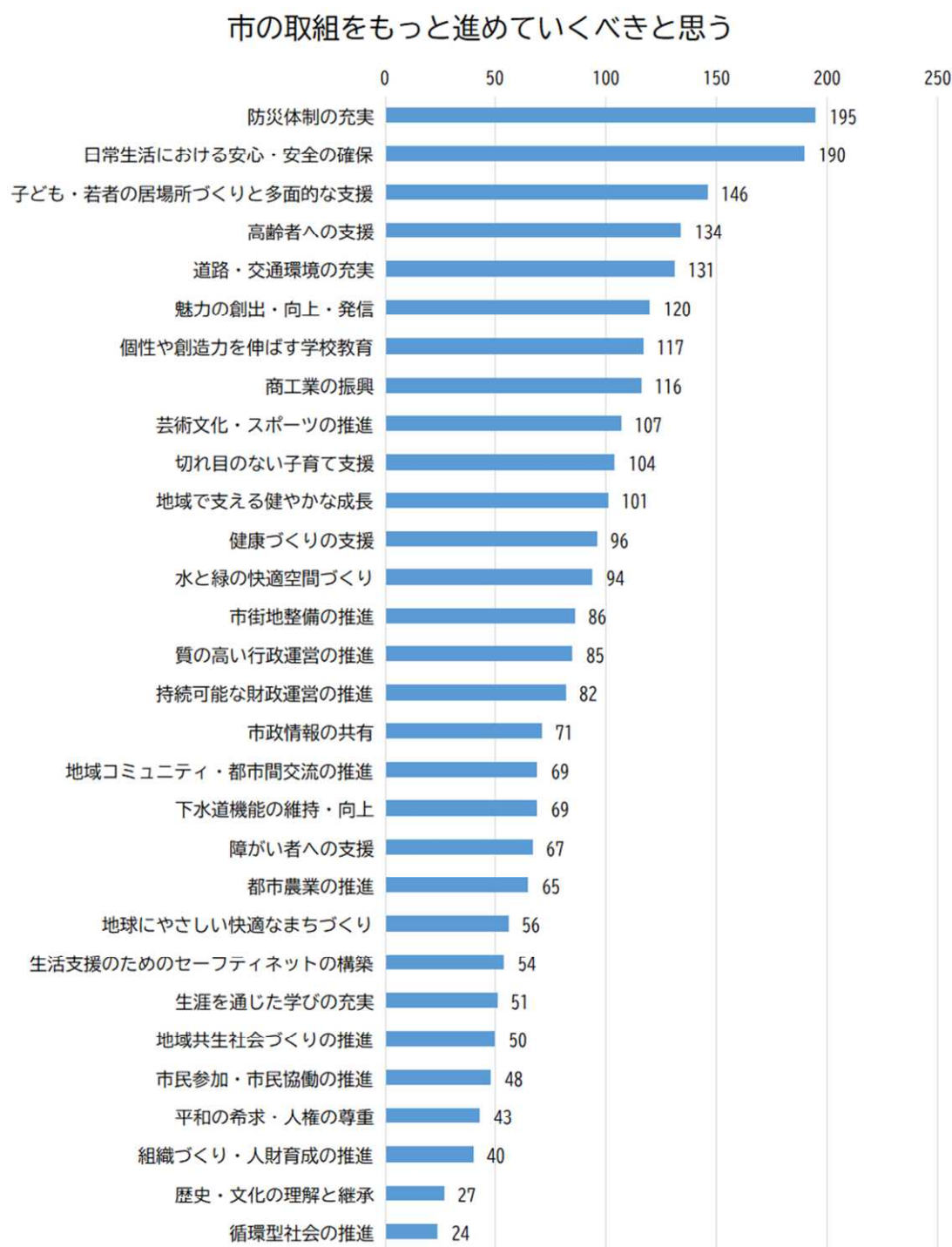
No.	施策	No.	施策	No.	施策
1	平和の希求・人権の尊重	11	切れ目のない子育て支援	21	歴史・文化の理解と継承
2	市民参加・市民協働の推進	12	子ども・若者の居場所づくりと多面的な支援	22	水と緑の快適空間づくり
3	市政情報の共有	13	個性や創造力を伸ばす学校教育	23	地球にやさしい快適なまちづくり
4	防災体制の充実	14	地域共生社会づくりの推進	24	循環型社会の推進
5	日常生活における安心・安全の確保	15	健康づくりの支援	25	下水道機能の維持・向上
6	魅力の創出・向上・発信	16	高齢者への支援	26	市街地整備の推進
7	地域コミュニティ・都市間交流の推進	17	障がい者への支援	27	道路・交通環境の充実
8	商工業の振興	18	生活支援のためのセーフティネットの構築	28	質の高い行政運営の推進
9	都市農業の推進	19	生涯を通じた学びの充実	29	持続可能な財政運営の推進
10	地域で支える健やかな成長	20	芸術文化・スポーツの推進	30	組織づくり・人材育成の推進

※網掛け部分(No.1～2、No.13及びNo.28～No.30)については、教育委員会等による他の第三者評価の対象施策、又は狛江市行財政改革大綱の施策になるため、基本計画推進委員会の評価対象外とします。

(2)市の取組を評価できると思う施策(満足度)



(3)市の取組をもっと進めていくべきと思う施策(期待値)



■ 関係例規

(1) 狛江市附属機関の設置に関する条例

平成 25 年3月 29 日条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の4第3項の規定に基づき、附属機関の設置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 別表の左欄に掲げる執行機関に、同表の中欄に掲げる附属機関を置く。

2 執行機関は、前項に規定するもののほか、規則に定めるところにより臨時に、期間を定めて附属機関を置くことができる。

(所掌事務)

第3条 附属機関は、それぞれ別表の右欄に掲げる事務を所掌する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関の規則で定める。

付 則

この条例は、平成 25 年4月1日から施行する。

付 則(平成 27 年3月 27 日条例第6号)

この条例は、平成 27 年4月1日から施行する。

付 則(平成 30 年3月 30 日条例第1号)

この条例は、平成 30 年4月1日から施行する。

付 則(令和3年3月 30 日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 34 年条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

付 則(令和5年3月 28 日条例第 14 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

付 則(令和6年5月1日条例第 20 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(令和7年 12 月 23 日条例第 47 号)

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第2条、第3条関係)

附属機関の属する執行機関	名称	所掌事務
市長	基本計画推進委員会	市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申すること。 (1) 基本計画の推進に関すること。 (2) 基本計画の進捗管理に関すること。 (3) その他市長が必要と認める事項
	(以下略)	(以下略)

(2) 狛江市基本計画推進委員会の運営に関する規則

令和3年3月 31 日規則第 23 号

(目的)

第1条 この規則は、狛江市附属機関の設置に関する条例(平成 25 年条例第3号)別表に規定する基本計画推進委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 委員会は、委員 10 人以内で構成し、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 識見を有する者 2人以内
- (3) 公募市民 5人以内
- (4) 市職員 1人

被引用

(任期)

第3条 委員の任期は、原則として委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

被引用

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画財政部政策室において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(狛江市外部評価委員会運営規則の廃止)

2 狛江市外部評価委員会運営規則(平成 25 年規則第 16 号)は、廃止する。

